

ご請求を行うために必要な相続関係書類について

ご請求者さまがお亡くなりになられた場合は、相続のお手続きが必要となりますので、当社までご連絡（0120-926-470）ください。

お手続きに必要な書類は以下の通りです。

< 避難等対象区域に生活の本拠があった方 >

【ご提出いただく書類】

- お亡くなりになられた方の出生からお亡くなりになるまでの連続した戸籍謄本（原本）※1※2
- 相続人さま全員の現在の戸籍謄本（原本）
（お亡くなりになられた方の戸籍から除籍されていない場合は不要）
- 相続人代表者さまを含む全ての相続人さまの署名（自署）と実印の押印がなされた同意書（当社書式の「相続委任書」）以下「相続委任書」
- 相続人代表者さまを含む相続人さま全員の印鑑登録証明書
（委任書に押印いただいた印鑑のもの）

※1 「法定相続情報証明制度」に基づき交付された「認証文付き法定 相続情報一覧図の写し」を提出される場合には不要です。

※2 過去弊社にご提出された方につきましては、新たにご提出いただく必要はございません。

【ご注意】

- ご提出いただく書類につきましてはご提出日を含む**3ヶ月以内**のものをご提出ください。
- 遺産分割協議書による相続手続きをご希望の際は、弊社にて同協議書の詳細を確認させていただきます。
- 相続手続きにつきましては、確認にお時間を要しますのでご容赦いただきますようお願いいたします。

< 自主的避難等対象区域に生活の本拠があった方 >

【ご用意いただく書類】

- 故人（被相続人）さまがお亡くなりになったことが分かる書類（除籍謄本(原本)） ※
- 故人（被相続人）さまと相続人代表者さまとの続柄が分かる書類（戸籍謄本(原本)）
- 相続人代表者さま以外の相続人さまの署名（自署）と押印（認印可）がなされた同意書（当社書式の「相続委任書」）以下「相続委任書」

※過去弊社にご提出された方につきましては、新たにご提出いただく必要はございません。

【ご注意】

- ご用意いただく書類につきましてはご提出日を含む交付日が3ヶ月以内のものをご提出ください。
- 相続手続きにつきましては、確認にお時間を要しますので何卒ご容赦くださいますようお願いいたします。
- ご提出いただいた書類から相続委任書に署名された相続人さま以外の相続人さまが確認出来る場合、あらためて相続委任書の提出をお願いする場合がございます。

ご相談専用ダイヤル：0120-926-470
午前9時～午後7時（月～金〔除く休祝日〕）
午前9時～午後5時（土・日・休祝日）